

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 5 号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年瀬戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(家庭系ごみの排出) 第 4 条の 3 市長は、家庭系ごみの排出の袋として、燃えるごみ及び燃えないごみについてはごみ袋（以下「<u>市指定ごみ袋</u>」という。）を、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパー（新聞紙、雑誌類、紙パック、段ボール及び汚れた紙類を除く紙類をいう。以下同じ。）については、資源回収袋（以下「<u>市指定資源物袋</u>」という。）を指定するものとする。 2 土地又は建物の占有者は、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の排出の際、燃えるごみ及び燃えないごみについては、それぞれを分別して<u>市指定ごみ袋</u>により、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーについては、それぞれを分別して<u>市指定資源物袋</u>により排出しなければならない。 3 <省略>	(家庭系ごみの排出) 第 4 条の 3 市長は、家庭系ごみの排出の袋として、燃えるごみ及び燃えないごみについてはごみ袋を、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパー（新聞紙、雑誌類、紙パック、段ボール及び汚れた紙類を除く紙類をいう。以下同じ。）については、資源回収袋を指定するものとする。 2 土地又は建物の占有者は、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の排出の際、燃えるごみ及び燃えないごみについては、それぞれを分別して<u>前項のごみ袋</u>（以下「<u>市指定袋</u>」という。）により、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーについては、それぞれを分別して<u>前項の資源回収袋</u>により排出しなければならない。 3 <省略>

別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
種類	区分	金額	種類	区分	金額
<省略>			<省略>		
燃えるごみ		4 5 リットルの <u>市指定ごみ袋</u> 1 枚につき 1 8 円 3 0 リットルの <u>市指定ごみ袋</u> 1 枚につき 1 6 円 2 0 リットルの <u>市指定ごみ袋</u> 1 枚につき 1 4 円	燃えるごみ		4 5 リットルの <u>市指定袋</u> 1 枚につき 1 8 円 3 0 リットルの <u>市指定袋</u> 1 枚につき 1 6 円 2 0 リットルの <u>市指定袋</u> 1 枚につき 1 4 円
燃えないごみ		4 0 リットルの <u>市指定ごみ袋</u> 1 枚につき 2 5 円 2 0 リットルの <u>市指定ごみ袋</u> 1 枚につき 1 8 円	燃えないごみ		4 0 リットルの <u>市指定袋</u> 1 枚につき 2 5 円 2 0 リットルの <u>市指定袋</u> 1 枚につき 1 8 円
粗大ごみ		<省略>	粗大ごみ		<省略>
資源物（プラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーに限る。）		4 5 リットルの <u>市指定資源物袋</u> 1 枚につき 1 8 円 3 0 リットルの <u>市指定資源物袋</u> 1 枚につき 1 6 円			
備考<省略>			備考<省略>		

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による市指定資源物袋の作成その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例第4条の3第2項に規定する市指定資源物袋による排出については、当分の間、市長が別に定める方法により排出することができる。

（手数料の徴収）

4 新条例の施行の日以後に市長が収集する一般廃棄物（資源物（プラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーに限る。）に限る。）に係る手数料については、当該施行の日前においても新条例別表に規定する手数料を徴収することができる。